

太田市社会福祉協議会

福祉自動車貸出利用のご案内

◎ 対象者(市内居住者またはその家族)

- 介護を必要とする高齢者の方
- 身体障害者手帳を所持し、車いすで日常生活を行う方
- 疾病等で一時的に車いすを必要とする方

※営利を目的とした利用、利用者が身体などに変調の恐れがある場合は利用できません。

◎ 利用料金

- 無料

返却時に「指定給油所」で満タンに給油していただき、その際の領収書をご提出ください。

【指定給油所】

本 所	(株)オートセールス龍 小舞木S令和	太田市小舞木町292
	両毛丸善(株) セルフ内ヶ島SS(コスモ石油)	太田市内ヶ島町780-1
	三愛リテールサービス(株) オブリステーションパワーモールおおた	太田市飯塚町703
西部支所	王鉄興業(株) プリンス市野井SS(アポロステーション)	太田市新田市野井町793-1
	赤尾商事(株) セルフ新田SS(アポロステーション)	太田市新田市野井町707

◎ 利用日数・時間

- 連続した利用は原則として5日以内です。
- 貸出時間は平日8時30分から17時までです。(土・日・祝・年末年始は休館)

◎ 利用の流れ

- 運転者の登録・審査が必要です。**(審査後に福祉自動車借用登録証を発行します)

【登録時に必要な書類】

- ・ 運転免許証
- ・ 自動車保険証書(他車運転特約の加入が必須)

※必ずご利用日の1週間前までに申請してください。

※運転免許証または自動車保険の有効期限が過ぎた場合は再登録が必要です。

※自動車保険証書は確認のためコピーを取らせていただきますので、他者運転特約の事項が印字されたものをご用意ください。

- ご利用日の予約は、来所または電話にてお願いします。(ご利用日の3か月前から当日まで)
※一度に予約できる回数は3回までとします。(1か月の利用限度は3回まで)

- 利用当日までに、福祉自動車借用申請書を提出してください。

【福祉自動車借用申請書の必要書類】

- ・ 運転免許証 ・ 福祉自動車借用登録証
- 返却時に「指定給油所」で満タンに給油していただき、その際の領収書をご提出ください。
- 車両内(ハンドルなど)は清掃・消毒のうえ、ご返却ください。(返却時には、車両の状況を職員が確認させていただきます。)

◎ 利用上の注意

- 乗車するすべての方のシートベルト着用を推奨しています。交通ルールを遵守し、安全運転を心がけてください。

◎ 事故発生時の対応

- 事故が発生した場合は、速やかに太田市社会福祉協議会へ連絡してください。
※休館日であった場合は、翌営業日に連絡してください。
- 太田市社会福祉協議会の承諾のないまま、事故の相手などと示談しないでください。
- 事故が発生した場合は、登録者の自動車保険(他車運転特約)などで対応していただきます。
- 保険の限度額を超える費用または保険免責額以下の費用は登録者に負担していただきます。
- 修理については太田市社会福祉協議会の指定する以下の工場で行っていただきます。

本 所 群馬ダイハツ自動車(株)(月曜・第1・3火曜定休 一部変則休日あり)

住所:太田市西矢島町613-1

西部支所 (株)オートセールス龍(月曜・火曜定休 一部変則休日あり)

住所:太田市小舞木町282

社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

本 所 太田市飯塚町1549 太田市福社会館内

TEL 0276-46-6208

西部支所 太田市新田反町町831-3 太田市新田福祉総合センター内

TEL 0276-57-2616